

令和4年2月1日

保護者 様

和歌山市立東和中学校
校長 清水 歩

学校における抗原簡易キットを用いた検査の実施について

平素は、本校の教育活動に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

この度、抗原簡易キットを用いた検査の実施について、和歌山市教育委員会より指示がありましたので、お知らせいたします。

本検査は、短時間の簡易な検査で感染の有無の早期確認ができるものでありますが、医療行為となりますので、学校の教職員が実施することはできません。同意書が提出されている生徒本人が行います。教職員は、立会人として検査を見届けます。

登校後に発熱等風邪の症状が見られ、その日のうちに医療機関にて受診が困難な場合に限り、学校において検査を行うこととなります。

検査の概要は下記のとおりです。お読みいただき、お子さまともよく話し合っていた上で、上記のような状態の時に検査実施をお子様が行う場合は、できる限り2月4日（金）までに同意書の提出をお願いします。希望されない場合は、提出していただく必要はありません。2月4日までの提出が困難な場合は、ご連絡ください。

記

【検査の実施対象となる者】

登校後に、新型コロナウイルス感染症の初期症状の可能性のある体調不良（咳・咽頭痛・発熱等）を生じた生徒で、直ちに医療機関の受診ができない生徒。

※ 症状については、他にも頭痛や関節痛、下痢等の症状やこれらの症状のうちの一つだけが見られる場合（複合的な症状ではない場合）も考えられます。ただし、無症状の場合は、本キットによる検査には適していません。

【検査実施方法】

- ・検査は鼻腔ぬぐい液採取で行います。
- ・鼻腔ぬぐい液採取とは、鼻から綿棒を2 cm程度挿入し、5回転させ、5秒程度静置して検体を採取する方法で、生徒本人が行います。

【検査実施のイメージ】

- ① 学校において、同意書により、検査実施への保護者の同意を確認する。
 - ※ 保護者の同意が無い場合は、本人が希望しても検査を実施できません。体調不良が生じた際の検査を希望する場合には、あらかじめ同意書を提出してください。
- ② 体調不良を生じた生徒の申し出を受け、検査を実施する。

③－1 陽性だった場合

- ・医療機関の医師が診療・診断を行い、患者と診断されれば、当該医療機関から保健所に届出が出される。
- ・患者であるとの診断を受けた生徒は、保健所からの療養や入院等の指示に従う。当該陽性判明者は帰宅し、医師による診断で感染性がないとされ、かつ症状が軽快するまで療養を行う。

③－2 陰性だった場合

- ・偽陰性の可能性もあることから、帰宅の上、必ず医療機関を受診するとともに、症状が快癒するまで自宅待機を行う。

【留意事項等】

- ・検査に係る費用は無料です。ただし、検査を受けるために登校することのないようにしてください。
- ・本検査の対象は、在校生徒のみとなります。在校していない兄弟姉妹や家族の方の検査を行うことはできません。